

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例概要

1 適用区域の追加等

平成24年墨田区告示第207号により、東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に新たに追加されたC地区及びD地区について、当該地区の建築物の用途等の制限を定める。

	東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域	
	C 地 区	D 地 区
建築してはならない建築物	個室付浴場、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ等の性風俗関連特殊営業の用途に供する建築物	
建築物の敷地面積の最低限度	60平方メートル	
適用除外	公衆便所、巡査派出所等公益上必要な建築物の敷地として使用する土地	
建築物の高さの最高限度	35メートル	22メートル

上記制限のほか、都市計画において「建築物等の形態又は色彩その他の意匠」に係る制限が定められており、建築物の外壁、屋外広告物については、街並みや周辺への景観的調和に配慮するとともに、原則として屋上には広告物、看板等を設置してはならないこととしている。

2 施行期日
公布の日

(参考)

地区整備計画区域

